浜島港における放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定について

令和6年10月29日 三重県県土整備部港湾・海岸課 三重県志摩建設事務所

平素は、三重県行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

現在、浜島港では放置船舶が散見され、津波や高潮により護岸施設等を乗り越えた場合の近隣への被害や油漏れによる水質事故、港湾施設等の損傷等が懸念されており、このような現状を改善するための一環として、港湾法第37条の11第1項により「放置等禁止区域」及び「放置等禁止物件」を指 定することになりましたのでお知らせします。

これにより、みだりに下記の指定物件を捨て、又は放置することが禁止されます。また、これに違 反した場合、行政指導等の対象となり、刑罰が科せられることがあります。

記

- 1 放置等禁止区域の範囲 志摩市浜島町浜島字大方1146地先【下図参照】
- 放置等禁止物件の指定 2

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

- (1) 通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶
- (2) 浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶
- (3)沈没していると認められる船舶
- (4) いかだ (漁業用は除く)、浮桟橋等工作物
- 適用の日 令和6年11月8日(金)



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。

【連絡先】

三重県県土整備部港湾・海岸課

電話 059-224-2700

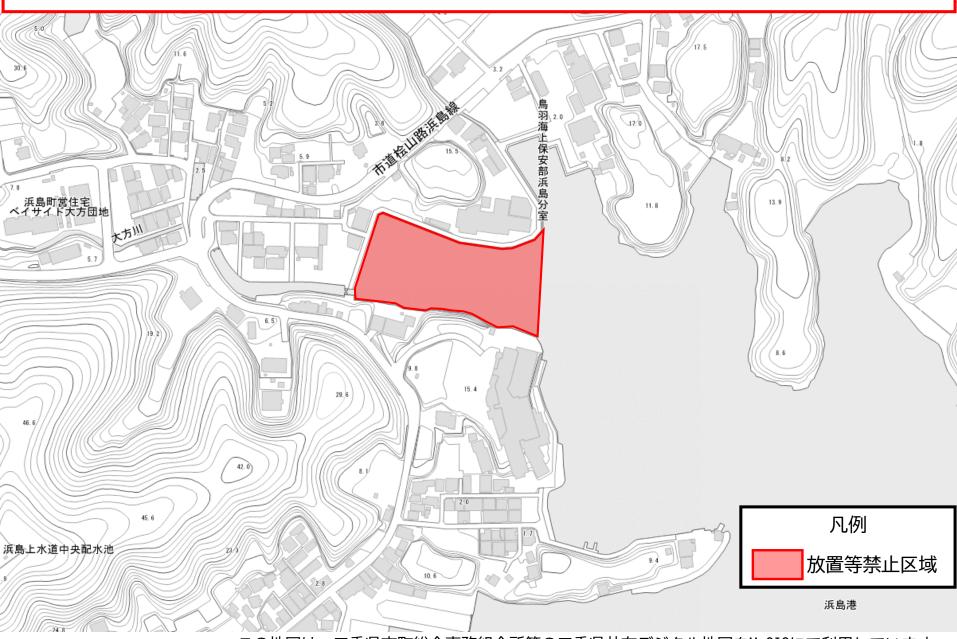
三重県志摩建設事務所

電話 0599-43-9627

放置等禁止区域指定箇所



港湾法第37条の11第1項による「放置等禁止区域」の指定



この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。